

平成20年3月26日
枚方市地区福祉移送サービス運営協議会会長

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）
の登録に係る運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、枚方市地区福祉移送サービス運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、次のとおり取り扱うこととする。

1. 運送主体

運営の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款に当該運送を行う旨の記載があることを要する。

- ・ NPO法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 社団法人、財団法人
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活共同組合
- ・ 商工会議所、商工会

2. 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが枚方市内とするものであることを要する。

3. 収受する対価

運送の対価の水準としては、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内であり、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内とするが、具体的には、次のとおり取り扱うものとする。

<運送の対価>

- ・ 距離制又は時間制を基本とし、必要があれば両者の併用や定額制によるものを設定することも可能とする。
- ・ 距離制及び時間制とも、旅客が乗車した地点から降車した地点まで適用するものとする。
- ・ 基本的には、複数乗車は認めない。ただし、協議会において必要と認められる場合は、協議会において定める対価の範囲内で認めるものとする。

<運送の対価以外の対価>

- ・ その他の運送以外の対価については、協議会での合意を必要とする。

4. 旅客の範囲

他人の介助（付添い、見守り等）によらずに移動することが困難であり、単独では公共交通機関の利用が困難な次に掲げる者であって、申請者の団体においてはあらかじめ会員登録を受けた者であると認められることを要する。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援及び要介護認定を受けている者。
- ・ 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ・ 肢体不自由、内部障害、精神障害又は知的障害により、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。
- ・ 上記の他、単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められた者。

5. 使用車両

法人等が所有している乗車定員11人未満の次に掲げる自家用自動車であることを要する。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めている場合には、ボランティア個人の持ち込み車両でも良いものとする。

- ・ 寝台車
- ・ 車いす車
- ・ 兼用車
- ・ 回転シート車
- ・ セダン車

なお、セダン車については、移動制約者の状況や運行管理の体制等について、十分な協議を行った上で、使用することができるものとする。

6. 運転者等

運転に関し特に支障がないと協議会において認められる者であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を備える者であること。なお、自動車事故対策機構等が実施する適正診断の受診については、努力義務とする。

- ・ 第2種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者
- ・ 第1種運転免許を有しており、その効力が2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

また、セダン車を使用する場合には、上記に加え、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件を備えた者である事を要する。

- ・ 国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了している者。
- ・ 介護福祉士登録を受けている者。
- ・ 介護保険法によるヘルパー研修又は障害者自立支援法にもとづく障害ヘルパー研修の終了証明書の交付を受けている者。
- ・ ケア輸送サービス従事者研修を修了している者。

7. 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上および対物200万円以上の任意保険もしくは共済（塔乗車傷害を対象に含むものに限る。）に加入していることを要する。

また、乗降介助時等の移動をしていない場合における事故についても、補償を受けられることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

8. 運行管理

道路運送法施行規則第51条の17に規定する業務を行う運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制が整備されていることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- ・ 運行管理責任者資格を有する者
- ・ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ・ 安全運転者の要件を満たす者

9. 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

- ・ 自動車整備士資格を有する者
- ・ 整備管理者選任前研修を受けた者等

10. 事故、苦情対応等

事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（警察、消防、市）との必要な連絡体制が整備されていることを要する。

11. その他

上記に定めるもののほか、協議会の協議において必要と認める事項について定めることができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成18年10月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする。